

生安だより

令和2年11月発行
浦和西警察署
生活安全課

毎年11月は、「児童虐待防止推進月間」です
～児童が安全安心に暮らせるように～



これらは児童虐待です！



身体的虐待



- ・殴る、蹴る、投げ落とす
- ・激しく揺さぶる、やけどを負わせる など

性的虐待

- ・児童への性的行為、性的行為を見せる、児童ポルノの被写体にする など

ネグレクト



- ・家に閉じ込める
- ・食事を与えない
- ・ひどく不潔にする など

心理的虐待



- ・言葉による脅し、無視
- ・児童がいる家庭で行われた夫婦喧嘩 など

みんなの力で子どもを守りましょう



こんなことはありませんか？ 日常的に児童の泣き声が聞こえる 夜間、児童が1人で公園にいる等々

児童虐待に関する情報提供は、

児童相談所全国共通ダイヤル (0570-064-000)

又は

浦和西警察署 (048-854-0110) まで

警察署では24時間相談受付、あなたのプライバシーは守られます。